

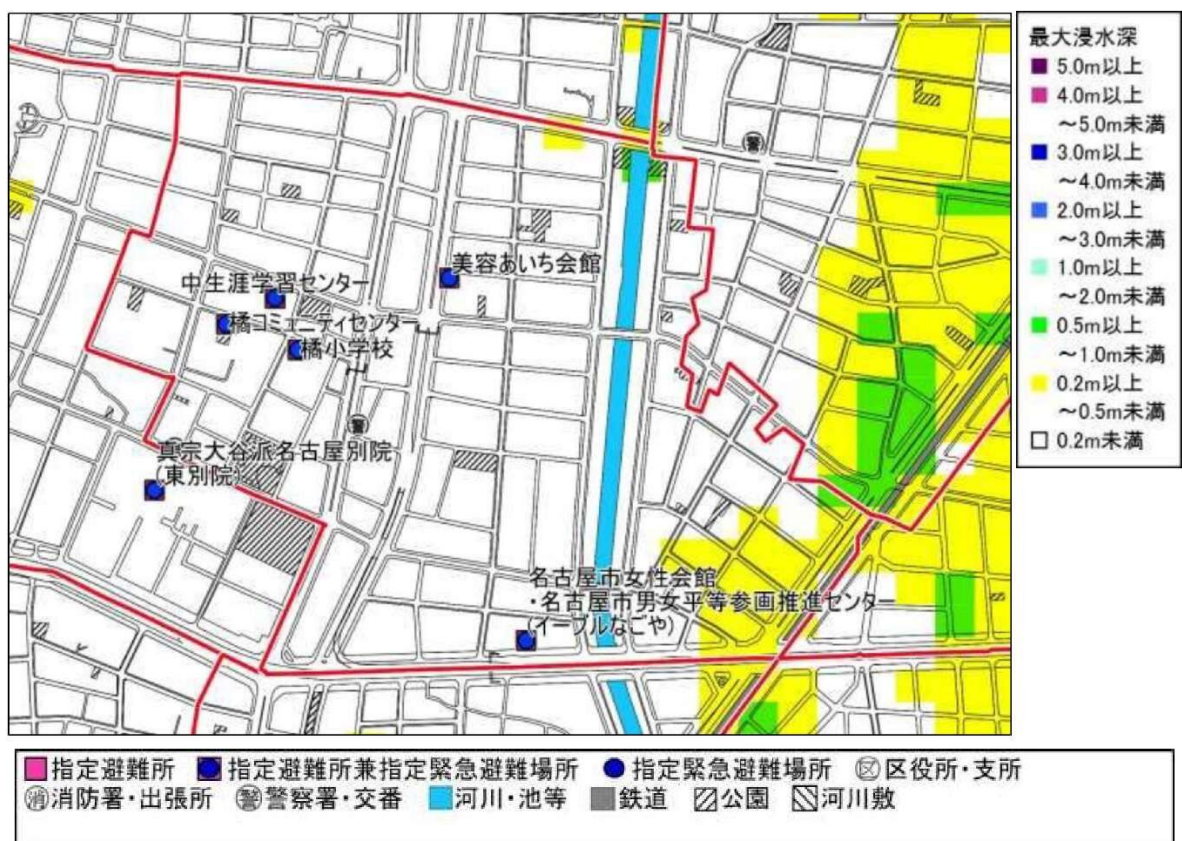
2-1 計画敷地の現況

計画地は、名古屋市中区に位置し、最寄駅は地下鉄鶴舞線及び名城線上前津駅です。地下鉄上前津駅から計画地までの距離は上前津駅 6 番出入口から約 400m、地下鉄名城線東別院駅 4 番出口から約 500m となっています。

また、洪水・内水ハザードマップで予想される浸水深は 0.2m 未満(道路冠水程度)、地震ハザードマップであらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した時の震度は 6 弱、液状化発生の可能性は高い、津波ハザードマップの想定は浸水範囲外とされています。

敷地の概要	
計画地	名古屋市中区橋一丁目13番12号（現況：橋小学校敷地）
敷地面積	5,626.00㎡
都市計画法	都市計画区域内
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	500%
防火地域	準防火地域
地域地区	緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導地区、居住誘導地区
日影規制	対象外
高さ制限	絶対高さ：規制なし / 北側高さ：規制なし 道路斜線：道路の対岸より勾配1:1.5の斜線を越える高さ不可 （対岸より25mを越える範囲は、制限なし） 隣地斜線：地上31mを越える部分：勾配1:2.5の斜線を越える高さ不可
前面道路	北側 幅員8.0m / 東側 幅員6.0m 南側 幅員4.0m / 西側 幅員8.0m

内水氾濫の状況



2-2 敷地の法規制等の条件

許可申請・地域地区・条例・その他	
愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例	特定施設
名古屋市駐車場条例 (駐車場附置義務)	非特定用途 1台/900㎡(学校部分を除く用途) 歩道乗り入れ等協議が必要
緑化地域制度	商業地域(10%) + 本市の公共建築物(5%) 緑化率規制適用除外により緩和規定あり(敷地面積－グラウンド面積)

建築基準法関係	
高さ制限	道路斜線：勾配1.5(天空率による緩和によって適用を満たす。)
	隣地斜線：立上り31m、勾配1.5
	北側斜線：規制なし
日影規制	商業地域：規制なし
防火区画制限	面積区画：床・壁：耐火構造、特定防火設備(床面積1,500㎡)
	竪穴区画：床・壁：準耐火構造、特定防火設備
	異種用途区画：床・壁：準耐火構造、特定防火設備
階段幅・けあげ・踏面	小 学 校：階段幅140cm以上、けあげ16cm以下 踏面26cm以上、踊場高さ3m以内ごと 踊場踏面120cm以上
	市民利用施設：階段幅120cm以上、けあげ20cm以下 踏面24cm以上、踊場高さ4m以内ごと 踊場踏面120cm以上
直通階段までの歩行距離	無窓の居室：30m(重複距離15m)
	無窓の居室で居室及び避難路の内装を準不燃：40m(重複距離20m)
	無窓以外の居室：50m(重複距離25m)
	無窓以外の居室及び避難路の内装を準不燃：60m(重複距離30m)
2以上の直通階段	小 学 校：5階以下の階で避難階の直上階 400㎡超 5階以下の階で3階以上の階 200㎡超
	市民利用施設(集会場)：規模に関係なく必要
避難階段又は特別避難階段	5階以上の階：避難階段又は特別避難階段

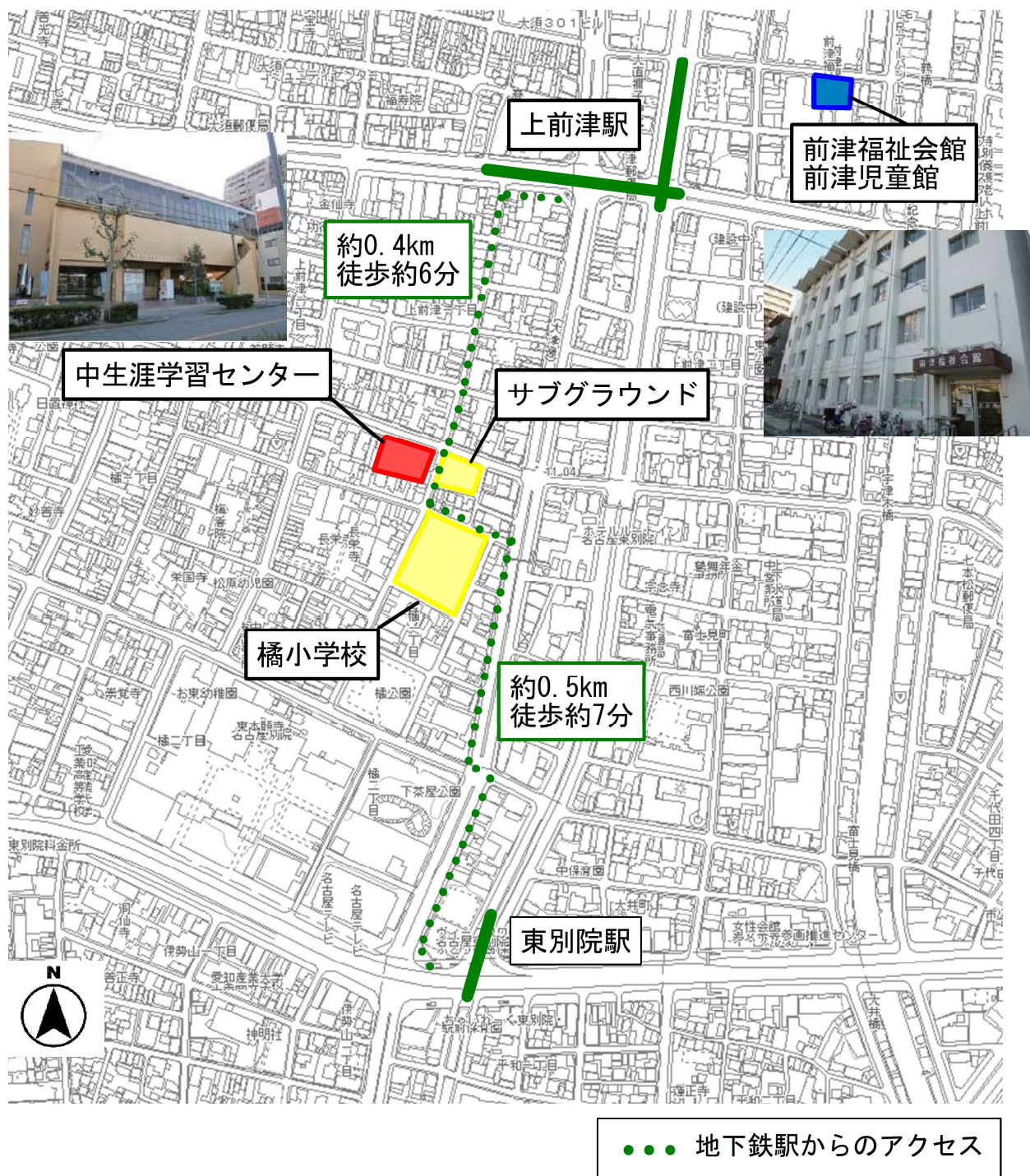
廊下	小 学 校：両側に居室がある場合：2.3m以上 その他の場合：1.8m以上
	市民利用施設：両側に居室がある場合：1.6m以上 その他の場合：1.2m以上
敷地内通路	通路幅1.5m以上
非常用進入口	階数3階以上の階：必要
採光	小学校：教室 1/5以上 (1)床面50cmの水平面照度200lx以上 (2)床面より50cm以上の窓により採光計算 1/7以上 音楽室・視聴覚室で上記（1）及び 令20条の2による換気設備 1/10以上
	福祉会館・児童館：1/10以上
	その他一般居室：1/20以上又は非常用照明
換気設備	無窓の居室：機械換気設備
	火気使用室：排気フードを有する排気筒
排煙設備	特殊建築物で延面積500㎡を超える場合： 自然排煙1/50以上又は機械排煙

消防法関係	
防火対象物	小 学 校：7項
	生涯学習センター：1項（ロ）
	福 祉 会 館：6項（ハ）
	児 童 館：15項
	複 合 用 途：16項（イ）
消火器	延べ面積300㎡以上：必要：ABC10型（歩行者距離20m毎に設置）
屋内消火栓 (用途部分の基準を適用)	用途毎に次の面積を超える部分に設置が必要（但し、共有部分の面積部分に対する協議が必要） 小学校：1,400㎡以上（耐火） 生涯学習センター：1,000㎡以上（耐火） 福祉会館：1,400㎡以上（耐火） 児童館：2,000㎡以上（耐火）
スプリンクラー設備	延床面積3,000㎡以上（特定用途部分のみ） 必要：地上（特定用途部分）
	地階1,000㎡以上（特定用途の在する階） 必要：地下（階全体）

避難器具 (用途部分の基準を適用)	用途毎に次の場合基準に従い設置が必要 小学校・生涯学習センター：3階以上の階・地階：収容人数50以上 福祉会館：2階以上の階・地階：収容人数20以上 児童館：3階以上の無窓階・地階：収容人数100以上
非常警報設備 (用途部分の基準を適用)	用途毎に次の場合基準に従い設置が必要 小学校・児童館：一般階：収容人数50人以上 生涯学習センター・福祉会館：地階・無窓階：収容人数20人以上
自動火災報知設備	延床面積300㎡以上：必要
誘導灯	必要：地上（特定用途部分）
連結散水設備	地階（床面積の合計700㎡以上）：必要：但しスプリンクラー設備を設置した場合不要とできる
消防用水	以下の条件に満たないため不要 敷地面積：20,000㎡以上 1・2階面積：15,000㎡以上かつ耐火
誘導標識	必要：但し誘導灯の設置状況により不要とできる
ガス漏火災警報設備	地階の特定用途部分の床面積500㎡以上：必要
連結送水管	延床面積6,000㎡以上：必要
防火管理者の専任	収容人数30人以上：必要

※複合施設の整備に係るより詳細な内容については、今後実施する整備計画策定段階において、福祉都市環境整備指針等を踏まえ具体的な検討・精査を行っていきます。

2-3 橘小学校と市民利用施設の現況配置図



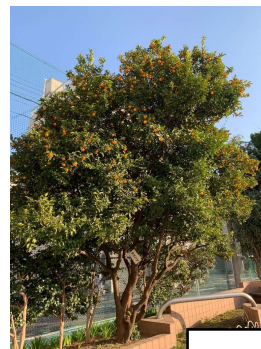
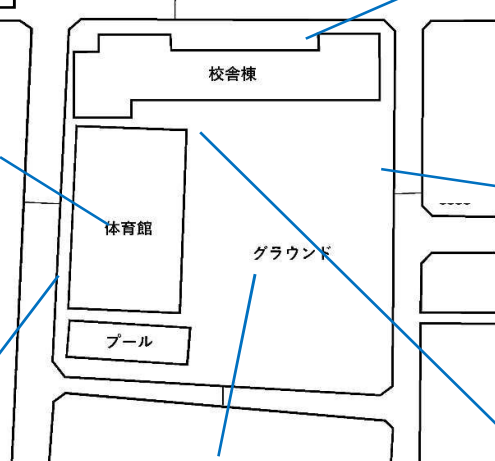
名古屋都市計画基本図（平成27・28年）を加工して作成

橘小学校の現況



正門

3階の体育館（避難所）



橘の木



特別活動室入口
（地域活動用）



狭あいな運動場



校舎棟・体育館棟



普通教室に
転用した音楽室



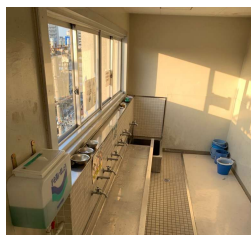
昇降口



給食の昇降機



職員室



手洗い場



プール



トワイライトスクー
ルプレイルーム



体育館（避難所）
までの急な階段